

令和7年3月24日11時00分  
宍粟市発表

報道関係者 各位

### 職員の懲戒処分について

市民センター波賀解体撤去工事に関し、職員が適正な現場管理や住民対応を行わなかったことに対し、次のとおり懲戒処分を行いました。

#### 1. 該当職員及び処分内容

- ・波賀市民局副局長 停職7日
- ・波賀市民局まちづくり推進課専門員 停職7日
- ・波賀市民局長 減給10分の1（1か月）  
※根拠法令 地方公務員法第29条第1項第2号

#### 2. 処分事由概要

市民センター波賀解体撤去工事に関し、適正な現場管理を行わず、建築材料の一部に石綿が使用されていることを知りながら、住民説明会において虚偽の説明を行ったもの。

#### 3. 処分日

令和7年3月21日

#### 4. 対応策

本事案の発生を受け、技術系職員を対象にアスベスト工事の現場監理等に関する研修会を開催しました。

また、既存のマニュアルに定められた手順の遵守を指示するとともに、新たにチェックリストを作成し、再発防止に努めます。

#### 5. その他

本事案の発生を受け、市長及び副市長の給料について減給10分の1（1か月）とする議案を提案予定です。

#### 問合せ先

宍粟市総務部総務課（担当：菅野）

電話：0790-63-3000